

リユースEV運用実証の取組について	…2
特定外来生物への対応状況について	…3
神於山保全活用推進協議会の規約改正について	…4
環境影響評価専門委員会について	
(仮称)阪南港北部公有水面埋立事業	…5
(仮称)忠岡エネルギーセンター等整備・運営事業	…6

リユースEV運用実証(電欠試験)



EVを電欠するまで走らせてみた (日産 LIEF編) #automobile #ev #reuse #kishiwada

1404 回視聴 2 か月前 ...その他



KishiwadaCity 2300

チャンネル

👍 12



🔗 共有

👁 0

🔗 リミックス



EVを電欠するまで走らせてみた (三菱 MiniCab+MiEV編) #automobile #ev #reuse #kishiwada

1814 回視聴 2 か月前 ...その他



KishiwadaCity 2300

チャンネル

👍 3



🔗 共有

👁 0

🔗 リミックス



美しい景観と大切な果樹を守るために

成虫を見つけたら
 踏み潰すなどして駆除を！

特定外来生物

クビアカツヤカミキリ

オス

メス



どくも
毒は持っていません。

● **サクラ・モモ・ウメ**など
 樹木を枯らせてしまう
 とくいてがいらいせいぶつ
「特定外来生物」です。

影響

クビアカツヤカミキリの被害が拡大したら…
 学校や公園の**サクラ**や**ウメ**が枯れてしまう！
 桜の名所がなくなる！
 モモやウメなど**果樹**が作れなくなる！かも…

クビアカツヤカミキリを見つけたら情報提供をお願いします

くわ じょうほう
詳しい情報



はっけん くじょうほうこく
発見・駆除報告



岸和田市 環境農林水産部 環境保全課

クビアカツヤカミキリ被害発生箇所（令和7年8月時点把握）



神於山保全活用推進協議会 規約の改正(令和7年7月1日施行)

1 改正の理由

令和6年度第1回神於山保全活用推進協議会（総会）において、本協議会発足から20年以上が経過し、様々な状況変化が生じていることから、活動協議部に属する会員等により今後も本協議会が維持継続できる方法や組織のあり方を検討することとなった。

その後、組織検討部会を設置のうえ検討したところ、会員の体系、役員の選出方法、学識経験者の支援など、各所に渡って協議会規約の改正が必要との判断に基づき、関係規定の整備を行うこととした。

2 主な改正内容

- (1) 特別会員の位置付けを削除することとした。
- (2) 次のいずれかに該当する会員を「常務会員」と定義し、事業の推進を先導することとした。
 - ①日常的または定期的な活動を行う会員
 - ②希望する会員
 - ③別表2の地区市民協議会の中から輪番制による1者
- (3) 常務会員以外の会員を「通常会員」と定義した。また、柔軟な協議会への参画と通常会員の負担緩和のため、委任状の提出により議決権の行使ができることとした。
- (4) 役員（会長・副会長）は常務会員（ただし、輪番制による地区市民協議会会員を除く）の中から候補者を互選のうえ、総会で議決することとした。
また、特別会員を「特別役員」に名称変更し、役員の異動による残任期間の遂行について関係規定を整備した。
- (5) 顧問は会長の指名により置くことができることとした。
- (6) 総会における議決事項及び報告事項を明らかにした。
- (7) 常務会員による会議を常設し、会長が招集及び会務の総括を行うこととした。
- (8) 常務会議と機能の違いを明らかにするため、専門部会の設置要件を改めた。
- (9) 地区市民協議会の中から常務会員を選出する輪番制について、現行運用している会長選出の輪番表を流用した。

(仮称)阪南港北部公有水面埋立事業

事業の目的

大阪府のバイエリアはEコマースの普及に伴う物流ニーズや府内での工場の建替などに伴う産業用地の需要が高まっており、低未利用地等の利活用や新たな土地の造成などにより、新規に産業・物流用地を創出することで、産業競争力の強化を図ることが求められています。

本事業の実施を想定している場所は阪神高速道路湾岸線のインターチェンジや大阪臨海線に隣接し、関西国際空港へは約15分、大阪市内にも約30分の場所で、交通アクセスに優れ、企業立地の観点において高いポテンシャルを有していることから、「大阪のまちづくりランドデザイン」により、経済成長を促す産業拠点・集積エリアとして位置づけられています。また、岸和田市の都市計画マスタープランにおいて、広域連携軸や市街地との近接性を活かし、貯木場の遊休水面を活用した新規土地造成により、工業・流通機能の集積に加えて、先端産業・新産業の創出を目指すこととされ、また忠岡町の都市計画マスタープランにおいても、貯木場の利活用や産業基盤を活かした新たな企業誘致等を進め、産業拠点としての価値向上を目指すこととされるなど、地元の岸和田市及び忠岡町より、土地造成により産業・物流用地を創出し、地域振興につなげることが期待されています。

これらの状況を踏まえ、新たな産業・物流用地を創出するため公有水面の埋立てを行います。

事業の概要

名	称	(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業
事業予定者		大阪府
事業の種類		公有水面の埋立て
事業実施想定区域の位置		阪南港 港湾区域内
事業の規模		埋立区域の面積 約50ha（第一種事業に該当） ※埋立ての面積等は詳細検討を行った後に決定します

本事業では複数案の検討として事業の実施場所等が異なる複数案を設定しました。

項目	A案	B案	C案
場所	大津川河口周辺で埋立てを実施	現有の貯木場を活用し、埋立てを実施	現有の木材整理場を活用し、埋立てを実施
埋立て面積	約50ha	約50ha	約50ha
埋立地地盤高さ	O.P. + 5.5m	O.P. + 5.5m	O.P. + 5.5m
現状の護岸	南東側が既設	周囲が既設護岸	北側、東側が既設護岸
選定条件	- 交通アクセスの利便性を考え阪神高速道路湾岸線の岸和田北インターチェンジ周辺であること。 - 阪南港の航路に支障を被らないこと。 - 阪南港内の本船の回頭水域に支障を被らないこと。 - 陸域と接している場所であること。		

注：1. 埋立地地盤高さは現時点での想定であり、今後詳細検討を行った後に決定します。
2. 「O.P.」は、大阪湾最低潮位を示します。



【事業実施想定区域の位置】

計画段階における環境影響評価について

計画段階配慮事項の選定

本事業の計画段階配慮事項（計画の立案段階において環境保全のために配慮する事項）を「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」に基づき、事業特性等を考慮して選定しました。

選定した計画段階配慮事項は次表のとおりであり、「水質」、「水底の底質」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」の7項目です。

環境要素の区分			土地又は 工作物の存在 埋立地の存在
水環境	水質	水の汚れ	○
	水底の底質	底質の性状	○
	地下水の水質及び水位	水質、水位	—
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	—
	地盤	地盤沈下	—
	土壌	土壌汚染	—
動物		重要な種及び注目すべき生息地	○
植物		重要な種及び群集	○
生態系		地域を特徴づける生態系 等	○
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○

○：選定した計画段階配慮事項、—：非選定の計画段階配慮事項

環境要素ごとの評価の結果

複数案について相対比較により評価した結果は次表のとおりであり、A案及びC案に比べてB案の方が周辺環境に与える影響は相対的に小さいものと判断されることからB案の採用が適切であると考えます。

なお、今後の事業計画検討や環境影響評価手続において、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するための環境配慮の内容についてさらに検討していくこととし、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」についても検討していきます。

区分	A案 (大津川河口周辺の 港湾区域内)	B案 (木材港地区貯木場内)	C案 (木材港地区木材整理場 及びその沖合)
環境要素			
水質		影響小	
水底の底質		影響小	
動物		影響小	
植物		影響小	
生態系		影響小	
景観	影響小		
人と自然との触れ合いの活動の場			影響小

影響小：各環境要素に与える影響が他の案に比べて相対的に小さいと考えられる案

1. 公民連携協定事業

これまでの経過

忠岡町クリーンセンターは昭和61年に稼働し、ダイオキシン類の対策や設備等の更新工事をし稼働していますが、老朽化は進行しています。令和6年3月で運転管理契約が終了することから、その後の処理方式について調査をした結果、公共と民間事業者が連携してごみ処理事業を行う「公民連携協定方式」を、優先事業方式として選定しました。

事業の概要

民間事業者の資金で施設を建設し運営を行う事業で、忠岡町はごみ処理を委託し、民間事業者は、忠岡町が審査認定した「産業系循環型資源廃棄物」を業として処理をします。

施設の概要

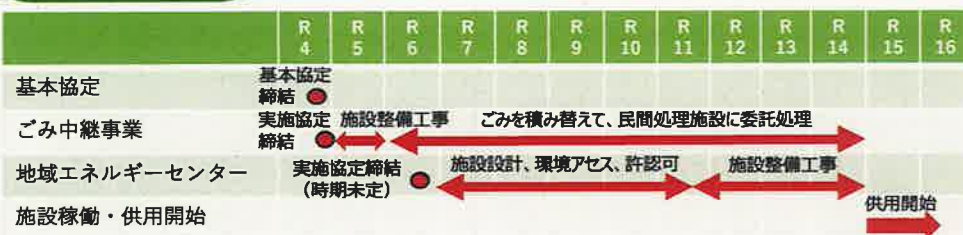
- ・施設の規模 : 200 t/日 (想定している規模)
- ・処理対象物 : 一般廃棄物 (20 t/日) + 産業系循環型資源廃棄物 (180 t/日)
- ・処理方式等 : 燃焼処理方式でエネルギーを回収 (発電し場内利用、余剰電力は売電)
- ・施設管理運営 : 民間事業者が設立したSPC (特別目的会社) の資金で施設を整備運営
- ・施設運営期間 : 稼働後30年間を想定



現状との主な比較

- ・ごみの収集 : ごみ収集日や収集される時間は、これまでと同じです。
- ・粗大ごみ持込 : 持ち込み場所（現施設用地）及び料金は、これまでと同じです。
◆料金は社会経済情勢等により、将来見直す場合があります
- ・ごみ処理費用 : 大阪府下で突出して高いごみ処理費用が、各市町並みに軽減されます。
- ・災害時の対応 : 災害ごみの早期処理と、災害時の充電可能施設として活用を想定。
- ・ごみ搬入車両 : ごみ搬入車両の増加（大型車両で搬入するなど、車両台数減に努めます）

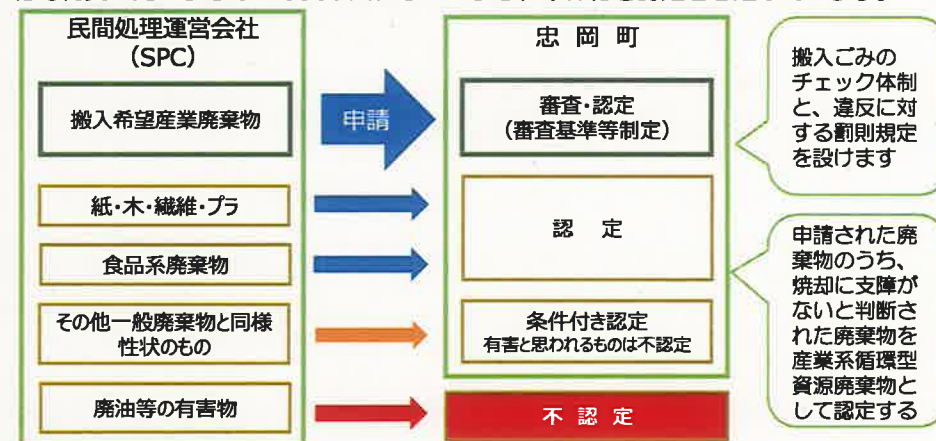
スケジュール案



2. 産業系循環型資源廃棄物

基本方針

産業廃棄物に定義されるものは色々ありますが、この施設で取り扱うのは一般廃棄物と同様性状のもので、有害性のあるものは基本的に取り扱いをしません。忠岡町で審査基準を作成し、紙・木・繊維・プラスチック、食品系廃棄物は受け入れ、その他一般廃棄物と同様性状のものは、内容を確認し、審査基準に合うものは受け入れて、有毒物質が発生するものは受け入れないと、条件付き認定を想定しています。



◆同じごみでも家庭から出たものは一般廃棄物、生産活動の過程で排出されたものは産業廃棄物と位置付けられます。本施設では家庭から出るゴミと同様性状のものを取り扱います。

3. 環境問題について

現施設の対策

クリーンセンターでは、不完全な状態で燃やした時に発生する有害なダイオキシン類について、法律に規定された技術基準等に基づき、ごみを連続して高温で燃焼し、排ガスに含まれる細かい灰を取り除く「集じん装置」などを備えた排ガス処理施設により、有害なものを大気に出さないようにしています。

◆（現行法の排出基準）5ng-TEQ/Nm³ に対し （R2測定値）0.028 ng-TEQ/Nm³

新施設の対策

(仮称)地域エネルギーセンターにおいても、国の排出基準以上の「目標値」を定め適切な運転管理を事業者側に求めると共に、監視体制（モニタリング）を構築します。
◆廃掃法に基づき、定期的に都道府県知事等の検査を受けることが義務付けられています。

4. 予定地



担当課

忠岡町役場 住民部 生活環境課

TEL 0725-22-1122 (代表)
(平日9:00~17:30)
Fax 0725-22-1128

Email
tadaokaseikatsu@town-tadaoka.jp